

大気汚染に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号・最終改正令和 8 年 3 月名古屋市告示第 102 号)

1 市民の健康の保護に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	令和 5 年度
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	令和 5 年度
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	達成を維持するものとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

備考 1 地域は、名古屋市全域とする。

2 光化学オキシダント以外の測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。

3 光化学オキシダントの測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、令和 8 年環境省告示第 8 号による改正前の環境基準の評価方法と同一とする。

4 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分流装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

6 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

7 光化学オキシダントについては、令和 12 年度までに「昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 300 時間以下であること。」を当面の目標として設定する。

2 快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
浮遊粒子状物質	1 年平均値が 0.015mg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考 1 地域は、名古屋市全域とする。

2 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の 1 年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。

3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。